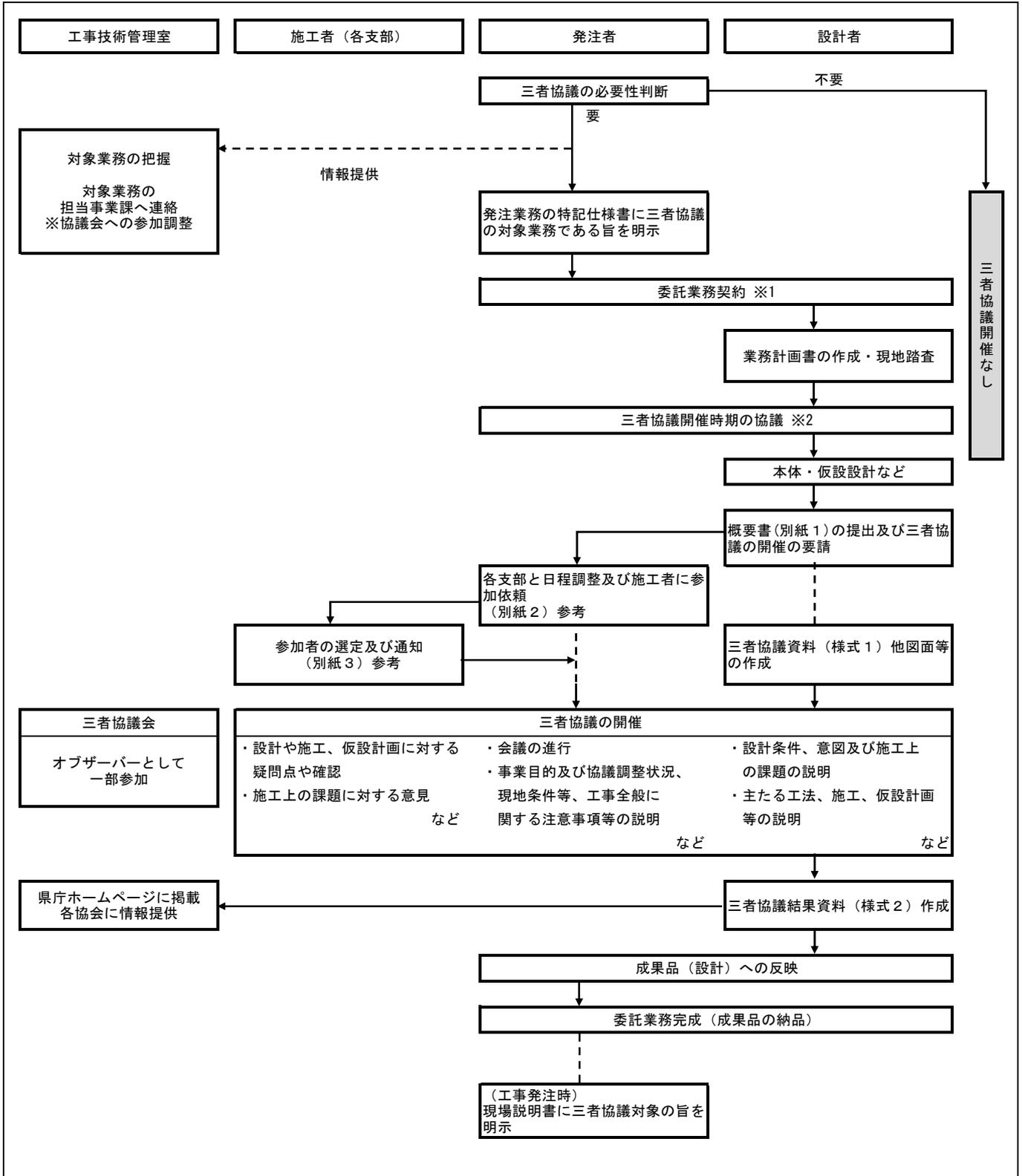


設計段階における三者協議（試行）実施フロー



※1 発注時点で三者協議の必要性なしと判断した場合においても、業務契約後に三者協議の必要性が生じた場合は、三者協議を開催することができる。その場合はフロー図の※1以降による。

※2 三者協議の開催時期については、発注者と設計者において必要な時期を調整するものとする。